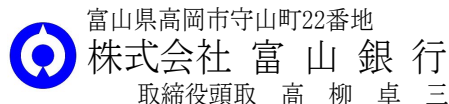


第 82 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月18日



中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

連結会社名

富山ビジネスサービス株式会社

富山リース株式会社

富山保証サービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

該当ありません。

中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	8,563	預 借 金	354,777
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	9,700	外 国 為 替	3,894
買 入 金 銭 債 権	32	そ の 他 負 債	0
有 価 証 券	101,586	賞 与 引 当 金	2,340
貸 出 金	254,102	退 職 給 付 引 当 金	132
外 国 為 替	622	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	534
そ の 他 資 産	2,828	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	148
有 形 固 定 資 産	9,895	支 払 承 諾	734
無 形 固 定 資 産	729	負 債 の 部 合 計	2,938
繰 延 税 金 資 産	1,141	(純 資 産 の 部)	365,501
支 払 承 諾 見 返	2,938	資 本 金	5,462
貸 倒 引 当 金	△ 3,483	資 本 剰 余 金	4,421
		利 益 剰 余 金	10,178
		自 己 株 式	△ 43
		株 主 資 本 合 計	20,019
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	457
		土 地 再 評 価 差 額 金	997
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,455
		少 数 株 主 持 分	1,680
		純 資 産 の 部 合 計	23,154
資 産 の 部 合 計	388,656	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	388,656

- 注 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	18～50年
動 産	3～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ6百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,563百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- なお、役員退職慰労引当金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）を適用し、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。
- 従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合に比べ、前中間連結会計期間の経常利益は9百万円、税金等調整前中間純利益は124百万円多く計上されております。
12. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。
14. 当行の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
- 国内の連結される子会社及び子法人等の消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 9,763百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 243百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,659百万円、延滞債権額は6,989百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は100百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,498百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,247百万円であります。
- なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、7,761百万円であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,164百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|----------|
| 有価証券 | 5,567百万円 |
|------|----------|
- このほか、リース債権等3,200百万円を担保に供しております。
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------|----------|
| 預 金 | 623百万円 |
| 借 用 金 | 1,976百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,506百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は19百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は850百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ970百万円減少します。

26. 1株当たりの純資産額 486円91銭

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	—	—	—
地 方 債	2,234	2,264	30
短期社債	—	—	—
社 債	3,984	4,004	20
そ の 他	9,693	9,331	△362
合 計	15,911	15,600	△311

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	5,498	6,901	1,402
債 券	64,582	64,103	△479
国 債	32,595	32,163	△431
地 方 債	1,003	1,004	1
短期社債	—	—	—
社 債	30,983	30,934	△49
そ の 他	12,721	12,555	△165
合 計	82,802	83,560	757

なお、上記の評価差額から繰延税金負債306百万円を差し引いた額450百万円のうち少数株主持分相当額14百万円を控除した額436百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、上記「評価差額」には、投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額（益）34百万円は含まれておりません。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について106百万円減損処理を行っております。なお、有価証券の減損にあたっては、中間連結会計期間末時点の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄、30%以上50%未満下落し、中間連結会計期間末前1年間の終値の平均価額が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄を原則として減損処理しております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	950
その他有価証券 非上場株式 投資事業有限責任組合	766 397

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、80,301百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが78,808百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
31. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、11.55%であります。

中間連結損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,127
資金運用収益	3,495
(うち貸出金利息)	(2,649)
(うち有価証券利息配当金)	(800)
役務取引等収益	437
その他の業務収益	1,159
その他の経常収益	35
経常費用	4,559
資金調達費用	472
(うち預金利息)	(439)
役務取引等費用	173
その他の業務費用	1,001
営業経常費用	2,767
その他の経常費用	145
経常利益	567
特別利益	15
特別損失	14
税金等調整前中間純利益	568
法人税、住民税及び事業税	186
法人税等調整額	88
少数株主利益	38
中間純利益	254

- 注 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり中間純利益金額 5円78銭
 3. 「その他経常費用」には、株式等償却106百万円を含んでおります。